

平成 27 年 9 月 25 日提出

(宛先) 鎌倉市議会議長

議員名 上畠 寛弘

平成 27 年 9 月の弁護士相談等に関する質問主意書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定により次のとおり質問する。

- 1 件名
平成 27 年 9 月の弁護士相談等
- 2 質問の要旨
平成 27 年 9 月 25 日時点で平成 27 年 9 月中に鎌倉市として弁護士に相談した案件、相談内容、弁護士名、その弁護士の見解、日時、其々何か明らかにせよ。
- 3 答弁を求める者
市長
- 4 答弁の期限
有（平成 年 月 日まで） ・ 無
（理由：14 日以内の回答を求める）